

「沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟の会」

原告になっていただき ありがとうございます

7月26日、限られた時間の中、211名が原告となり、名古屋地方裁判所に提訴いたしました。本当に急なお願いにもかかわらずありがとうございました。

5月15日、愛知県監査委員会に対し、愛知県警が沖縄高江に機動隊を派遣したのは、違法な公金支出であり、監査委員は今後予想される辺野古への愛知県警職員派遣をしないよう「勧告」をすること、を趣旨として、愛知県下の923名もの住民が請求人となって住民監査請求を行いました。

愛知県警の情報公開請求に対する開示回答はほとんど黒塗りで、派遣の実態が明らかにならない中での監査請求でした。監査委員には、公正な実質審議を行うよう要請ハガキの運動も取り組みましたが、残念ながら、6月27日、実質審議をしないまま「却下」の通知が届きました。

「却下」通知が届いて以降、請求人有志と弁護士は今後の対応を検討してきましたが、提訴期限ぎりぎりの段階で、幸いにも、複数の弁護士が原告代理人としてこの訴訟を支えてくださることとなりました。

高江のヘリパット建設や辺野古の新基地建設は、沖縄県民の基地はこれ以上いらないという民意を無視し、機動隊や海上保安庁による凄まじい暴力や人権侵害の中で強行されています。私たちは、戦後70年以上経ってもいまだ沖縄に基地を押し付け続けているのを止めるには、本土にいる私たちがもっと運動を強めなければならないと考えます。

今後、裁判の傍聴、学習会などぜひ、積極的に運動をすすめていきましょう。

また、お願いばかりで恐縮ですが、まわりの方にサポーターになっていただけるように働きかけてくださるようお願いいたします。サポーターは、愛知県の住民でなくとも、どなたでもなることができます。この訴訟は、本土に住む私たちができる取り組みの一つです。ぜひ一緒に、力を尽くしましょう！

【参加費用】 一人あたり一口2000円です（何口でも可）。

すでに、原告費用を支払われている方は不要です。

【原告登録手続き方法】

1. 「原告登録書」に必要事項をご記入の上、下記の連絡先に郵送またはFAXまたはメールでお送りください。今後、ニュースなどをお知らせしたいと思います。
2. まだ、原告費用を払われていない方は参加費用を下記の郵便振込口座にお振込みください。領収書は振込票をもって替えさせていただきます。

【振込先】

ゆうちょ銀行 （加入者名）沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟の会
（口座番号）0087-0-137101

【申込書の送り先】

〒453-0811 愛知県名古屋市中村区太閤通4-65 日進ビル2階
沖縄高江への愛知県機動隊派遣違法訴訟の会 （電話080-9487-0391）

FAX：052-872-6919 E-mail：aichi.okinawa.sosho@gmail.com

<https://aichi-okinawa-sosho.jimdo.com/>